

平成30年第7回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(平成30年7月27日)

召集年月日 平成30年7月27日(金)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成30年7月27日 午後2時58分

閉会 平成30年7月27日 午後3時42分

出席農業委員(12名)

1番 早川和夫(会長)	2番 溝口智也	3番 菅原儀左エ門
4番 岡 秀夫	5番 山本修	6番 神野淳一
8番 松宮重信(職務代理)	9番 細川正博	10番 木村憲雄
11番 櫻井隆治	12番 松井厚雄	14番 古池洋子

出席事務局

局長 板谷則昭 書記 谷口有利子

提出議案

議案第22号 農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転
許可申請審議について

議案第23号 農地法5条第1項の規定による農地の転用及び使
用貸借権設定許可申請審議について

議案第24号 農地法5条第1項の規定による農地の転用及び所
有権移転許可申請審議について

議案第25号 現況証明について

報告第7号 事業計画書について

報告第8号 農地変換届について

報告第9号 事業計画書について

事務局長

皆さまご苦労様です。

ただ今から、平成30年第7回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案と報告3件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成30年第7回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名で、委員全員出席でございます。おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、12番 松井委員さんと14番 古池委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長

日程2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長

はい、議長

議案第 22 号は、〇〇〇在住の〇〇氏の所有する農地を、〇〇の〇〇氏が取得するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書 記

はい。

(議案朗読)

許可基準は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準のすべてを満たしていると考えます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山本委員

はい。

山本委員

この申請につきましては、24 日に菅原委員と現地を確認いたしました。

当該農地は〇〇氏が現在耕作している〇の隣の農地であり、その〇と合わせて当該農地も耕作できると見込まれますので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第23号は、〇〇の〇〇〇〇氏が所有する農地に、〇〇で〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏が〇〇を建築するため転用するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい。
(議案朗読)
この申請地の面積は、〇〇〇㎡となっておりますが、資料7ページのとおり、〇〇の建築は〇側の〇〇、〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇にまたがって行われるとのこと。
この申請地の農地区分につきましては、申請地は土地改良がされていない小集団の農地として第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

山本委員 はい。

山本委員 この申請につきましても、24日に菅原委員と現地を確認いたしました。

〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇で暮らしている〇〇が地元で〇〇するための〇〇を建築するための転用とのことで、現在、申請地以外に〇〇を建設できる土地はなく、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第24号は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇氏が、〇〇の〇〇氏の所有する申請地に〇〇〇〇〇等を整備する申請であります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇及び〇〇〇として現在使用している土地が借地であり、手狭になってきたとのことで、この借地は返還して申請地を新たな〇〇〇〇〇〇等として使用したいとのことです。
この申請地の農地区分につきましては、申請地から〇〇〇m以内に〇〇〇があることから、市街地の区域内にある農地として第3種農地に該当します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員 はい、議長。

菅原委員 本件につきましては、24日に山本委員と現地を確認い

たしました。

譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇及び〇〇〇として現在使用している土地が細長い形状で使用しにくく、また手狭になってきたとのことで、〇〇に近い申請地を使用したいとのことで、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございます。
 それでは、議案第24号につきまして、ご意見、ご質問
 ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ
 んか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第24号 農
 地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移
 転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ
 進達するものと決定します。

[日程 5]

議長 日程5 議案第25号 現況証明について を議題とし
 ます。事務局から説明をお願いします。

局長 議案第25号は、申請人が所有する土地の現況証明を申
 請するものであります。
 詳細につきまして書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

現況証明とは、所有者が農地を農地以外のものに登記替
えを行うにあたり、農業委員会に対して現況が農地以外で
あることを証明してもらうための手続きです。

今回の申請地につきましては、周辺に建物が立ち並び、
〇として利用できなくなってから長期間が経過しており、
面積から検討しても、隣の〇〇の一部と扱うことが妥当と
のことで現況が農地以外であることから証明を申請されて

います。

この申請について、「福井県農地関係事務処理要領」に基づき、農業委員3名及び事務局職員で現地確認を行い、「農地であるかを定める基準」に照らし判断をいたしました。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

菅原委員 　　はい、議長。

菅原委員 　　本件につきましては、24日に早川委員、山本委員の農業委員3名及び事務局職員2名と現地を確認いたしました。現況は申請のとおりであり、「農地でない」と判断いたします。

議長 　　ご報告ありがとうございます。
それでは、議案第25号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第25号 現況証明については、農地でないと判断し、現況証明を行うことといたします。

[日程 6]

議長 　　日程6 報告7号 事業計画書について を議題といたします。
事務局から説明致します。

局長 　　はい、議長
報告第7号は、野尻の申請地に○○○○○○○○が○○

〇〇の〇〇〇の新設のため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇を設置するものです。

詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)

報告第7号は、農地法第5条1項第7号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、具体的には、農地法施行規則第53条第14号「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」の「〇〇〇〇」の設置にあたるものであります。よって、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

櫻井委員 「〇〇〇〇」とはどんなものが建つのか。

書記 上部に〇〇〇〇が付いた〇〇〇〇〇〇〇〇を立てると聞いています。

[日程 7]

議長 日程7 報告第8号 農地変換届について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第8号は、〇〇地域の〇筆を畑にする届でございます。詳細につきまして書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 8]

議長 日程8 報告9号 事業計画書について を議題といたします。

事務局から説明致します。

局長 はい、議長
報告第9号は、〇〇の申請地に〇〇〇〇が行う、〇〇〇〇〇〇の〇〇の〇〇〇〇〇〇で発生する〇〇を一時的に〇〇〇するものです。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
報告第9号は、報告第7号と同じく、農地法第5条1項第7号で定める農林水産省令で定める場合に該当し、具体的には、農地法施行規則第53条第5号「地方公共団体が設置する道路、河川、堤防、水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第三条各号に掲げるもの」の土地収用法第3条第32号「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業にあたるものであります。よって、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

櫻井委員 〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡を使用するとのことだが、残り〇〇〇〇㎡はどうなるのか。

書記 現在、〇〇〇〇㎡の農地には〇〇〇〇〇が建設されています。それと作土を仮置きする部分を合わせて〇〇〇〇㎡相当になると考え、残り〇〇〇〇㎡を残土置き場として使用したいとのこと。

古池委員 現在、当該農地に重機が入り作業に入っているように見受けられる。事後報告のようで農業委員として戸惑いを覚えている。

菅原委員 せめて農業委員には農地に作業に入る前に報告がなされるべきではないか。

局長 委員ご指摘のとおりです。今後、作業前の報告を徹底することとします。

早川委員 今回、〇〇〇〇〇として許可不要案件として報告されているが、例えば〇〇〇の〇〇〇〇を〇〇場合に発生した〇〇〇〇〇として農地を使用する場合は一時転用の許可が必要であったと記憶している。今回も〇〇〇〇〇であるが、今回は許可不要案件でよいのか。

局 長 今回の報告につきましては、県にも許可不要案件でよいと確認をしておりますが、許可要、不要の判断につきましては調査して回答します。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それではこれで、平成30年第7回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。